

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
の場合は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 町等の区域の変更(市町村振興課)

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出(水産課)

◇ 公 告 示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第七百九十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(平成五年三月四日現在の地番による。)
安倍字外濱	安倍字外濱のうち五九二の二、五九三の一八から五九三の二一まで、五九七の五、五九七の六、五九八の四、五九八の五、六〇〇の五、六〇一の一三以外の区域
両三柳字東外濱	両三柳字東外濱の全域
上後藤六丁目	上後藤六丁目の全域
上後藤七丁目	上後藤七丁目うち三五四の一、三五四の三、三五四の七、三五五の一、三五六の七、三五六の九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
安倍字外濱五九八の四、六〇〇の五、六〇一の一三	安倍字外濱五九八の四、六〇〇の五、六〇一の一三

鳥取県告示第七百九十七号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八
条の二において準用する同令第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害
補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第二項に規定する
同意を求めることについて、発起人になろうとすることに係る届出があつ
たので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同令第
四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成五年十月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出	発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	漁業者調書の縦覧
境港市中野町 景山 一夫 境港市上道町 有限会社高見漁業	境港市加入区	機船船びき網漁業	境港市漁業協同組合	平成五年十月十二日から同月二十六日まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第八十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年十月十二日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
ぱちんこ遊技機	フルーティング	京栄産業株式会社

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
 第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を
 次のとおり開催する。

平成5年10月12日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

1 講習の種別及び受講対象者
 経 験 者 講 習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象する。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可（法第4条第1項第1号の
 規定による猟銃又は空気銃の所持の許可をいう。以下同じ。）の更
 新を受けようとする者
 - (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定す
 るもの
- 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成5年11月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市権町一丁目151 鳥取県米子警察署会議 室	倉吉、八橋、米子、 境港、溝口及び黒 坂の各警察署の管 内に居住する者
	平成5年11月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、 智頭、浜村及び倉 吉の各警察署の管 内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3 時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在を管轄する警察署長
 を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手
 料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑